

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本巢市長 藤原 勉

市町村名 (市町村コード)	本巢市 (212181)	
地域名 (地域内農業集落名)	本巢市糸貫地域 (石神,高屋上,入方,下高屋,高石,長屋瀬古,長屋角,長屋第二,長屋第三,長屋第四,長屋田中,長屋六軒,長屋第五,見延一色,見延奈良貫,見延第六,見延第五,見延第四,見延第三,見延第二,見延第一,数屋瀬古,数屋御茶屋,数屋石畑,下数屋,有里,随原西,随原東,新屋敷,北屋井,南屋井,下屋井,糸貫更屋敷,小弾正,中野,早野西,早野中,早野南,早野東,早野東,上保東,上保中,上保南,郡府,北野,春近,上石原,下石原,藤坪,福田地,三橋上,三橋東,三橋西,三橋南,五反田,天神,仏生寺北,仏生寺東,仏生寺大門,高砂町/糸貫)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、70才以上の農業者の所有農地面積が当地区全体の3割に当たる286.2haと多くなっている。同様に、貸し付け希望農地も多く、地域の担い手だけでは不十分であるため、新規就農者や近隣市町の農業者など後継者の確保が喫緊の課題である。また、水稻は集約されているが、柿については民家に近く耕作できないなど、農地に制限があり集約は図れていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の数が不十分であるため、入作希望の新たな認定農業者や新規就農者の受け入れを促進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	407 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	407 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業施設用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状、糸貫地域は水稻において集積集約が図られているが、農地中間管理機構を活用し、地域の主な担い手へ農地の集積集約を継続する。また、連単化による効率的な営農を実現するため、担い手間での農地の調整も必要。
(2)農地中間管理機構の活用方針
多くの農地は、中間管理機構を通じて利用権設定が結ばれているが、相対契約解除の際には、利用権設定のため中間管理機構を利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の意向、法人等担い手の意向を踏まえ、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の主な担い手を支援し集積・集約化を図りつつ、新規参入者にも同様に集積・集約化を図り多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カラスやヌートリアなどの目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ③食料生産における省力化や生産性の向上などのためのスマート農業機械の導入支援を図る。
- ⑦耕作放棄地の減少を目指し、優良農地の維持に努める。
- ⑨飼料用作物を耕作することで連作障害の回避や耕作放棄地の活用を図る。